

令和 2 年度

第 7 回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和 2 年 7 月 27 日

芽室町教育委員会

会議録

令和2年7月27日第7回芽室町教育委員会会議を芽室町中央公民館2階図書資料室で開催した。

○開会時間 16時01分

○閉会時間 16時32分

○出席委員	教育長職務代理者	西 村 嘉 博
	委員	山 口 祥 子
	委員	田 口 聰 明
	委員	鳥 本 和 宏

○欠席委員 なし

○出席職員	教育長	程 野 仁
	学校教育課長	有 澤 勝 昭
	社会教育課長	日 下 勝 祐
	図書館長兼図書館係長	藤 澤 英 樹
	学校教育課長補佐	清 末 有 二
	学校教育課総務係長	中 田 雅 彦
	学校教育課学校教育係長	橋 本 岳
	社会教育課社会教育係長	大 石 秀 人
	社会教育課社会教育係主査	村 島 志津佳
	社会教育課スポーツ振興係長	上 田 勝 哉

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 前会議録の承認
日程第3 教育長の報告
日程第4 報告第 9号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
日程第5 報告第10号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
日程第6 議案第11号 教育委員会委員の学校訪問実施に伴う所感の件
日程第7 議案第17号 財産取得（小中学校情報端末購入）の議案に対する意見申し出の件（非公開）
日程第8 議案第18号 芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則制定の件

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 それでは、本日の委員会の出席は5名でありますので、教育長及び在任委員の過半数が出席していることから、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第7回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1 本会議の会議録署名委員は、山口祥子委員とします。よろしくお願いします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○程野教育長 日程第2 前会議録の承認であります、これについては、よろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 異議がなしということで、承認をするということでよろしくお願いします。

◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長 日程第3「教育長の報告」について、3点あります。

1点目は、後ほど学校教育課のほうから触れるところでありますが、先週の22日に、資料の裏面にありますが、令和2年度第4回第12地区教科書採択教育委員会協議会がございまして、各教科等の小委員会からの報告と、それに関わる質疑等を行ったところであります。

本協議会については、この後、7月30日に第5回協議会、8月6日に第6回の協議会を経て、来年の中学校用教科書を採択していくこととなっております。

2点目は、先週の23日から25日に、中体連大会がコロナ禍の中で中止

されてきたことから、その代替交流大会を行ったところであります。全部は聞いておりませんけれども、子供たちも、大変喜んでいたと聞いております。特に中3の生徒については、引退の花道を飾ることができましたし、一定の節目をつくることができたということと、無事終わったということです。

関連して、吹奏楽部については8月8日に、地区コンクールが中止になっていたことから、芽室中、芽室西中、芽室高校、白樺高校、芽室の4中高校による、その代替の合同演奏練習会を帯広市民文化ホールで開催する予定であります。

さきの中体連の大会については、本町のほうからボール等の補助、それから、吹奏楽の合同演奏練習会については帯広市民文化ホールを使用しますが、その使用料を本町で負担するという運びになっております。

3点目については、各小学校については、例年でありますともう夏休みに入るところですが、コロナの関係で10日間休み中も授業をするということで、あと2週間、8月7日まで授業を行ってまいります。これまで無事に進んでおりまし、この後も何とか感染者が出ないように十分配慮しながら、授業を進めていくように指導、支援をしてまいります。

私からは3点、以上であります。

学校教育課、お願いします。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長 (1)学校教育課所管事業の主なものについて、御説明をさせていただきます。

7月6日、8日、遡りまして、先月の6月26日に教育委員会委員による学校訪問を実施しております。この件につきましては、その内容等について、後ほど報告をさせていただきます。

次に、7月16日、7月臨時議会におきまして契約締結、芽室町小中学校情報通信ネットワーク環境整備工事及び財産取得、食缶洗浄機購入の件を提案しまして、承認いただいております。

次に、7月20日、令和2年度公立学校職員永年勤続者表彰伝達を実施いたしました。当日は、30年勤務者表彰で、芽室小学校から5名の方の表彰伝達を行いました。

以上で、学校教育課事業の報告を終わります。

○程野教育長 社会教育課。

社会教育課長。

○日下社会教育課長 社会教育課の所管事業ですけれども、7月1日になります、めむろ柏樹学園の入園式、例年であれば5月の連休明けに実施しているところでありますけれども、本年は7月1日からということで、取組

を開始してございます。

参考までに、本年度の入園者数は 162 名、昨年、一昨年と大ざっぱに年間 20 名ずつぐらいの減というような数字で推移をしてございます。

以上です。

○程野教育長 以上、報告について質疑等ございますか。

(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長 なければ、報告のとおりとさせていただきます。

日程第 4 についてですが、この後の会議について、2 点の非公開の日程がありますので、先に議事進行において、提案説明の前に非公開の決定をお願いいたします。

まず、日程第 5 「報告第 10 号芽室町奨学金貸付の件」については、芽室町教育委員会会議規則第 12 条第 1 号に規定する、公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項に当たりますので、非公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 併せて、日程第 7 「議案第 17 号財産取得(小中学校情報端末購入)の議案に対する意見申し出の件」については、教育委員会会議規則第 12 条第 4 号に規定する、教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申し出に関する事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 以上、2 件、非公開とさせていただきます。

◎日程第 4 「報告第 9 号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○程野教育長 それでは、日程第 4 「報告第 9 号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」、説明願います。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長 日程第 4 「報告第 9 号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」についてであります。

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うことといたしましたので、報告いたします。

1 ページを御覧ください。

令和 2 年度就学援助認定総括表であります。

令和 2 年 7 月の申請数は 4 世帯で、いずれも認定となっております。

2 ページの 7 月 8 日現在の申請世帯は 168 世帯、認定世帯が 145 世帯で、内訳は、準要保護世帯が 145 世帯となっております。

なお、不認定世帯は 22 世帯、認定廃止世帯は 1 世帯となっております。
ページ中段以下は、各小中学校別の認定者数、不認定者数で、準要保護
認定者数につきましては、小学校で 121 名、中学校で 93 名、合わせて 214
名となっており、認定率は 12.4% となっております。

以上で報告を終わります。

○程野教育長 ただいま報告第 9 号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定
の件の説明ありましたが、質疑等ござりますか。

よろしいですか。

(「ありません」と発する声あり)

○程野教育長 なければ、本件は報告のとおりといたします。

◎日程第 5 「報告第 10 号芽室町奨学金貸付の件」

○程野教育長 日程第 5 「報告第 10 号芽室町奨学金貸付の件」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 6 「報告第 11 号教育委員会委員の学校訪問実施に伴う所感の件」

○程野教育長 日程第 6 「報告第 11 号教育委員会委員の学校訪問実施に伴う
所感の件」、説明願います。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長 日程第 6 「報告第 11 号教育委員会委員の学校訪問実施
に伴う所感の件」についてであります。

教育委員会委員の学校訪問実施に伴う教育委員会所感について、各学
校に対し通知しましたので、報告するものであります。

最初に、各学校での質疑等の内容につきましては、13 ページから 20 ペ
ージに掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

11 ページにお戻り願います。

今回の学校訪問に係る所感といたしまして、委員の皆様からいただいた
御意見等で各学校にお願いすることなど、大きく 3 点を所感としてそ
れぞれ追記しております。

まず 1 点目、学力向上に向けた取組についてでは、中段からの記載にあ
りますとおり、全国学力・学習状況調査等の各種データを客観的に検証分
析し、検証改善サイクルによる事業改善に努めていただくこと。また、家
庭との連携強化の上、授業と連動した家庭学習習慣の定着化に取り組ん
でいただくこと、さらに、引き続き、発達段階に応じた学習規律の確立や
小中連携教育の推進に努めていただくことをお願いしております。

2 点目、豊かな心と健やかな体の育成についてでは、下段からの記載に
ありますとおり、今後、一層家庭地域との連携を図り、様々な体験をとお

して、子供の内面に根ざした特性を育むとともに、自己肯定感を高める取組をしていただくこと。また、基本的な食習慣や生活習慣の確立を促す食育指導及び食と農をつなぐ食の教育や健康教育の一層の推進に努めていただくこと。さらに、いじめや不登校の防止対策については、日頃から子供たちの小さなサインを見逃すことなく、引き続き早期発見、解決に努めていただくことをお願いしております。

3点目、信頼される学校づくりについてでは、下段からの記載にありますとおり、学校運営協議会での熟議等、今後進められる地域学校協働活動との協働の取組を一層進め、学校運営に地域の声を積極的に生かし、学校、家庭、地域一体となって、子供たちの豊かな成長を支える特色ある学校づくり、体制づくりに取り組んでいただくことをお願いしております。

以上で報告を終わります。

○程野教育長 所感については3点、学力向上、それから豊かな心と健やかな体の育成、最後、信頼される学校づくりについて。あと参考資料で、各学校における委員からの質疑についてまとめてあります。

この件について、質疑等ございますか。

よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件は、報告のとおりといたします。

◎日程第7 「議案第17号財産取得(小中学校情報端末購入)の議案に対する意見申し出の件」

○程野教育長 日程第7「議案第17号財産取得(小中学校情報端末購入)の議案に対する意見申し出の件」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第8 「議案第18号芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則制定の件」

○程野教育長 「議案第18号芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則制定の件」、説明願います。学校教育課長。

○有澤学校教育課長 日程第8号「議案第18号芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則制定の件」について御説明いたします。

芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則を制定しようとするものであります。

26ページを御覧ください。

26 ページ下段、説明欄にありますとおり、芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務形態が変則勤務であることから、必要事項を制定しようとするものであります。

制定する規則の内容について御説明いたします。

第1条、目的といたしまして、現在、山村留学パート指導員は芽室町会計年度任用職員の勤務時間休暇等に関する規則に基づき勤務していただいておりますが、勤務形態が変則であることから、当該規則の第5条に基づき、勤務時間に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条では、第1項で指導員の勤務時間を、第2項で指導員の勤務日を、第3項で週休日を定めるものであります。

なお、附則として、この規則は、令和2年8月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件、説明が終わりました。質疑はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について異議なし認め、議案どおり可決いたします。

では、今後の日程について説明願います。

○事務局 今後の日程につきまして、事前に配布させていただいておりますが、8月の予定といたしましては、8月26日水曜日16時から中央公民館2階図書資料室で教育委員会会議を行う予定となっております。

そのほかはございません。

以上です。

○程野教育長 それでは、以上で第7回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育委員 山 口 祥 子